

26 福保医人第 889 号  
平成 26 年 7 月 4 日

各特別区保健衛生主管部長 殿



東京都福祉保健局医療政策部長  
(公印省略)

診療放射線技師法等の一部改正の施行について (周知)

平素より都の保健医療施策に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。  
このことについて、厚生労働省医政局長から、別添のとおり通知がありました。  
各保健所におかれましては、通知文の内容をもとに、御対応のほどよろしくお願いいたします。

なお、公益社団法人東京都医師会及び公益社団法人東京都歯科医師会には、都から別途通知しておりますので申し添えます。

記

1 送付通知

「診療放射線技師法等の一部改正の施行について」

(平成26年6月25日付医政発0625第6号厚生労働省医政局長通知)

2 対象職種

診療放射線技師

3 変更内容

診療放射線技師が、病院又は診療所以外の場所で、多数の者の健康診断を一時に行う場合において、胸部エックス線検査のために100万ボルト未満のエネルギーを有するエックス線を照射する場合には、医師又は歯科医師の立合いがなくても実施できるものとした。(詳細は別紙通知本文のとおり。)

(問い合わせ先)

東京都福祉保健局医療政策部

医療人材課免許係 上田

電話03(5320)4434